



相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

オンラインカジノの会員を紹介すればマージンが入る！？ ～マルチ商法型の手口に注意～

＜相談内容＞

友人に儲かるビジネスがあると誘われ、説明を聞きに行ったら、オンラインカジノの話だった。自分が紹介した人がオンラインカジノで遊んで、その負けた金額の5%が収入になるという。書面はなく、タブレットの画面を見ながら説明を受けた。入会手続きとクレジットカード番号の入力をして、入会金17万円のプラチナメンバーになった。

カジノによる収入に加え、知人を紹介することによる収入も得られるし、2年後には入会金が返金されると聞いた。家に帰って考えてみると、人を紹介する自信が無いし、2年後の返金保証も当てにならないと思えてきた。クーリング・オフしたい。(20歳代 男性)

儲かるビジネスがあるんだ

へえ～



＜アドバイス＞

相談者から事業者と連絡すると、担当者はクーリング・オフとクレジット契約の解除に同意したものの、翌日、担当者の上司から相談者に「マルチ商法ではない。外国籍の会社であり、日本の法律は適用されない」と連絡がありました。再度、相談者が解約の連絡をすると「本部に聞いてみる」と言われ、後日、担当者から取り消したと連絡があり、クレジットカード会社からも取消の確認が取れた旨の連絡がありました。

これは、オンラインカジノの会員となることを“商材”としたマルチ商法に近い手口です。マルチ商法は、個人の間人関係を利用して、組織を拡大し利益を増やす仕組みであり、無理な勧誘が行われることが多くあります。また、勧誘時には「儲かる」などと説明されますが、高額な入会金などを支払わされることも多く、実際に利益を得るのは困難な場合がほとんどです。親しい友人などから勧誘されても、契約したくないと思ったら、きっぱり断りましょう。

生活情報ファイル

「リステリア」による食中毒に注意！

リステリアは、動物の腸管内などに広く分布している細菌で、食品を介して感染する食中毒菌です。多くの食中毒菌が増殖できないような低温や高い塩分濃度の食品でも増殖します。

冷蔵庫に長期間入れたままのナチュラルチーズや生ハムなどを加熱せずに食べると発症することがあります。**妊娠中の女性や高齢者は重症化しやすいので特に注意が必要**です。

【リステリアによる食中毒を防ぐために】

- ◆期限内に食べきるようにし、開封後は期限に関わらず速やかに消費しましょう。
- ◆冷蔵庫を過信せず、保存する場合は冷凍庫やチルド室を活用しましょう。
- ◆他の食中毒菌と同様に加熱することで予防できます。食べる前に十分加熱しましょう。
- ◆生野菜や果物などは食べる前によく洗いましょう。

試してみよう、消費者力！第12回（平成26年度）

Q 標準引越運送約款の内容について述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

- 1 国土交通省が定めた標準引越運送約款を、すべての引っ越しサービス業者が使用している。
- 2 標準引越運送約款では、見積りは無料とされている。
- 3 事業者は、引越しの5日前までに、見積り内容に変更がないかどうか利用者に確認する。
- 4 引越により荷物が壊れた場合、引き渡し日から半年以内に事業者に出る。

【第10回消費者力検定（平成25年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

敷金返還トラブルに「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

3～5月は賃貸住宅などの敷金返還に関するトラブルの相談が増えます。

家主などとの話し合いの際、参考にさせていただきたいのが、国土交通省がトラブル防止の観点から一般的な基準を示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」です。

この中で示されている家主と借主の負担区分の一般的な事例の一部を紹介します。

	家主が負担すべきと考えられているもの	借主が負担すべきと考えられているもの
	次の入居者確保のための化粧直しの要素がある	借主が通常の使い方をしていても発生するもの
床・畳	・畳の裏返し・表替え ・フローリングのワックスがけ	・家具の設置による床・カーペットの設置跡 ・畳の変色、フローリングの色落ち（日照等によるもの）
壁・天井のクロス		・テレビ、冷蔵庫などの裏の壁の黒ずみ ・エアコンの設置による壁のビス穴、跡 ・壁などの画びょう、ピン穴
建具	・網戸の張り替え	・地震で破損したガラス
設備・その他	・全体のハウスクリーニング ・エアコンの内部洗浄 ・消毒（台所、トイレ）	・鍵の取り替え（破損・紛失していない場合）
		・ガスコンロ置場、換気扇等の油汚れ、すす ・風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等
		・通常の使い方による言えないもの ・引っ越し作業で生じたキズ ・落書きなど、故意による毀損 ・タバコ等のヤニ、臭い ・壁等の釘穴、ねじ穴（下地ボードの張り替えが必要な程度のもの） ・天井に直接つけた照明器具の跡 ・落書きなど、故意による毀損 ・飼育ペットによる柱等のキズ、臭い ・鍵の紛失、破損による鍵の交換 ・戸建て賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

※ガイドラインはインターネットでも見るができます。

[原状回復 ガイドライン](#)

[検索](#)

「試してみよう、消費者力！第12回」解答と解説⇒標準引越運送約款の利用は任意である。同約款では「見積りは無料」とされており、「見積り時の内金や手付金などは不要」と定められている。事業者は見積り時にこの約款を利用者に提示し、また引越日の2日前までに、見積り内容に変更がないかどうかを確認することとされている。荷物の紛失・破損に気づいたら、荷物を引き渡されてから3か月以内に通知しないと事業者の責任は消滅する。（正解－2）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)○階 Tel 08XX-XXXX-XXXX